

平成 30 年 7 月 13 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博

平成 30 年度「ひがし北海道地域交通拠点～観光拠点間商品開発事業」
委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記のとおり企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

平成 30 年度「ひがし北海道地域交通拠点～観光拠点間商品開発事業」

2. 事業目的

観光庁が設置した「世界に誇れる広域観光周遊ルート検討委員会」での審査を踏まえ、「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」（申請者：「プライムロードひがし北・海・道」推進協議会）が平成 27 年 6 月 12 日、国土交通大臣に認定された。その事業対象地域である 5（総合）振興局域内（上川、オホーツク、十勝、釧路、根室）では、これまで「マーケティング」、「受入環境整備・交通アクセスの円滑化」、「滞在コンテンツの充実」、「情報発信・プロモーション」の 4 項目の各種取組を行ってきた。

このうち、「受入環境整備・交通アクセスの円滑化」については、これまでも「広域観光周遊ルート二次交通対策事業」において、道央圏に集中するインバウンドを道東へ送客すべく、バスによる走行実証実験等を行ってきた。また、道内最大のゲートウェイである新千歳空港が平成 29 年 4 月より発着枠を増やし、受入れを拡大していることで、インバウンドがより道央圏に集中する新たな要因ともなっている。

一方で、訪日外国人向け国内割引運賃が設置されたことによる道内便、国内便のインバウンド利用が伸び、さらには旭川空港への直行便の就航（タイガーエア台湾。平成 30 年 3 月～）やピーチアビエーションの釧路空港への就航（関西空港線。平成 30 年 8 月～）が予定されているなど、インバウンドにとって道内の空港の重要度は増している。

このような環境において、新千歳空港のみならず道内の地方空港も含め、空港を積極的に活用する旅行商品の重要度が上がり、ひがし北海道エリアの各空港を活用した様々な旅行商品がエリアへの有効な誘客手段となる。例えば、近年ブームとなり、冬の定番となりつつある「ジュエリーアイス」など、各地域で観光コンテンツを開発する動きが活発化していることから、新たな観光地を含めた観光拠点と、ゲートウェイとなる各空港との移動手段を一体とした旅行商品の開発を行うことにより、ひがし北海道への誘客を図る。

3. 実施期間 契約締結日～平成 30 年 3 月 20 日

4. 事業説明会

日時：平成 30 年 7 月 20 日（金） 14:00～15:00

会場：公益社団法人 北海道観光振興機構 会議室

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階

『平成 30 年度ひがし北海道地域交通拠点～観光拠点間商品開発事業』企画提案指示書

1. 事業目的

観光庁が設置した「世界に誇れる広域観光周遊ルート検討委員会」での審査を踏まえ、「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」（申請者：「プライムロードひがし北・海・道」推進協議会）が平成 27 年 6 月 12 日、国土交通大臣に認定された。その事業対象地域である 5（総合）振興局域内（上川、オホーツク、十勝、釧路、根室）では、これまで「マーケティング」、「受入環境整備・交通アクセスの円滑化」、「滞在コンテンツの充実」、「情報発信・プロモーション」の 4 項目の各種取組を行ってきた。

このうち、「受入環境整備・交通アクセスの円滑化」については、これまでも「広域観光周遊ルート二次交通対策事業」において、道央圏に集中するインバウンドを道東へ送客すべく、バスによる走行実証実験等を行ってきた。また、道内最大のゲートウェイである新千歳空港が平成 29 年 4 月より発着枠を増やし、受入れを拡大していることで、インバウンドがより道央圏に集中する新たな要因ともなっている。

一方で、訪日外国人向け国内割引運賃が設置されたことによる道内便、国内便のインバウンド利用が伸び、さらには旭川空港への直行便の就航（タイガーエア台湾。平成 30 年 3 月～）やピーチアビエーションの釧路空港への就航予定（関西空港発。平成 30 年 8 月～）など、インバウンドにとって道内の空港の重要度は増している。

このような環境において、新千歳空港のみならず道内の地方空港も含め、空港を積極的に活用する旅行商品の重要度が上がり、ひがし北海道エリアの各空港を活用した様々な旅行商品がエリアへの有効な誘客手段となる。例えば、近年ブームとなり、冬の定番となりつつある「ジュエリーアイス」など、各地域で観光コンテンツを開発する動きが活発化していることから、新たな観光地を含めた観光拠点と、ゲートウェイとなる各空港との移動手段を一体とした旅行商品の開発を行うことにより、ひがし北海道への誘客を図る。

2. 事業対象地域

広域観光周遊ルート「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北海道」形成促進地域
（上川、十勝、オホーツク、釧路、根室の 5（総合）振興局内）

3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

4. 企画提案応募条件等

(1) 道内に本店、支店を有する単体企業又は道内に本店、支店を有する他企業との連合体とし、①～④のいずれかに該当し、かつ⑤の条件を満たすこと。

- ① 民間企業
- ② 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人
- ③ その他の法人又は法人以外の団体等
- ④ 募集型企画旅行の形態が必要となる事業のため、旅行行法上の登録（第 1 種または第 2 種）を有している者が事業に参加すること。
- ⑤ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行う人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日～平成 31 年 3 月 20 日

(2) 業務スケジュール

7月13日（金）	企画提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始
7月20日（金）14:00～	事業説明会
8月9日（木）17:00	企画提案参加表明締切
8月16日（木）17:00	企画提案書の提出期限
8月下旬	企画提案の審査、委託事業者決定・契約締結・業務開始
3月20日（水）まで	全事業終了、事業報告書作成提出、精算

7. 参加表明

企画提案書を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明がない場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：平成 30 年 8 月 9 日（木） 17:00

(2) 表 明 先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 観光開発支援グループ（担当：吉井）

T E L 011-231-2900 Email: n_yoshii@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：電子メールにて行うこと（様式は任意。メール本文でも可）。

8. 委託業務内容

(1) 商品造成・プラン造成

① 地域交通拠点を基点としたルート・商品造成

- 道内の各空港、交通結節点等を基点とした周遊ルートのモニターツアー造成を目的とし、ひがし北海道における有力な観光コンテンツを整理して基礎となるモデルコースを軸に行うこと。なお、基礎となるモデルコースは次に示す A～D とする。

【モニターツアー商品造成の基礎となるモデルコース】

コース	始点	終点	経由地（案）
A	新千歳空港	帯広・十勝川温泉	トマム・サホロなど
B	旭川空港	層雲峡温泉	旭山動物園など
C	知床（ウトロ）	帯広・十勝川温泉	帯広空港、摩周湖・川湯温泉・阿寒湖など
D	帯広・十勝川温泉	釧路	豊頃（ジュエリーアイス）、釧路空港など

- 整理したモデルコース上のコンテンツが周遊可能なモニターツアー商品を造成すること。
- 基礎となるモデルコース（A～D）間は、ツアーバス、チャーターバス等のバス走行を前提とし、指定する期間中は、原則として毎日運行すること。また、モニターツアーの行程に宿泊地を組み込む際は、「事業対象地域」を最低でも 1 泊は含むこと。なお、A～D の移手段（バス）は、原則としてモニターツアー商品のために活用するが、域内を周遊する FIT の移動を補助する意味において、移動手

段（バス）のみの販売も認める。

- ・移動手段（バス）のみの販売は、事前の予約制とし、事業対象地域（企画提案指示書の2を参照）の宿泊者に限定すること。このため、利用者の宿泊確認方法についても提案すること。また、予約から利用までの時間（リードタイム）は2～3日前など直前に設定するように配慮すること。
- ・モデルコースの往路、復路の始点、終点以外の立寄り先については、往復で異なるコースを運行することも可能とする。その際、既存のバスルートとの違いが明確となるように努めること。
- ・モニターツアー商品は、基礎となるモデルコースを含んでいれば、その行程、日数、一部区間のみの利用などの内容は問わない。より多くの外国人旅行者に対して販売されるようなツアー内容とすること。また、1つのツアーに含まれる基礎となるモデルコースは、複数のコースを組み合わせたツアー商品も可能とする。

【販売期間】

A～C：平成31年1月後半～平成31年3月前半（2ヶ月程度）

D：平成31年1月後半～平成31年2月まで（1.5ヶ月程度。ジュエリーアイス期間を考慮）

【基礎となるモデルコースの移動手段】

ツアーバス又はチャーターバス等による移動を想定

② 基礎となるモデルコースの詳細設定について

- ・企画提案を行う者は、(1)で提示したA～Dの基礎となるモデルコースについて、停車予定場所、停車時間、ルート等の具体的なコース及び運行時間帯等についてプロポーザル段階で提案すること。その際、基礎となるモデルコース上の事業対象地域内自治体の意見や要望を聞き、参考とした上で、提案者の知見や経験を活かし、最適なルートを選定すること。なお、意見を聞く対象自治体はコースに係る主な自治体（例：帯広市、音更町、旭川市、上川町、釧路市、斜里町など）・観光協会などの団体と、事業者側で必要と判断した箇所とする。
- ・基礎となるモデルコースの運行プラン（時刻、立寄りポイント等のルート）については、企画提案段階から案を明記し、地域への事前ヒアリング内容も含めてコース詳細の策定までの遷移が分かるように示すこと。また、コース案は、移動手段がツアーバスであることを十分理解した上で策定すること。

③ モデルコースの移動手段

- ・上記A～Dのモデルコースの移動手段（バス）に関して、具体的な運行体制や使用車両（大きさ、運行会社等）を明確にし、提案すること。また、ガイドの有無やWi-Fi、トイレ、その他設備、運行を合理的に行う手法などについても提案があれば行うこと。

④ モニターツアー商品販売

- ・海外向けのOTA（インターネット上で決済ができるネット旅行会社）を効果的かつ積極的に活用すること。具体的には、海外で利用者が多いOTAサイトとの連携や活用、WebによるPR強化、SNS等OTAサイトとの親和性が高いと思われるPR手法を実施し、FITの取り込みに重点を置くこと。
- ・造成したモニターツアー商品は、地域が運営するWebページへの掲載などの協力も得た上で販売促進を進めること。
- ・数多くの旅行商品に組み込むことができるように、国内（ランドオペレーター）及び海外の旅行会社へ販売依頼を行い、販路の拡大を図ること。なお、協力を依頼する旅行会社数は、10社以上とすること。

(2) 旅行商品の販売促進ツールの作成

① 多言語版パンフレットの作成

- ・モデルコースを含むモニターツアー商品の販売促進ツールとして、パンフレットの作成を行うものとする。作成するパンフレットは下記の言語、部数とし、ページ数、掲載する内容等は事業者からの提案とする。

【作成する旅行商品パンフレットの言語及び部数】

英語、中国語繁体字、中国語簡体字、韓国語 タイ語 各 5,000 部

- ・作成するパンフレットの言語に日本語は含まない。ただし、提案時及び校正時は日本語による確認を必須とし、日本語版の作成に係る費用は事業費の対象とはしない。

② PR 動画の作成

- ・A～D の基礎となるモデルルート地域を軸とした PR 用の動画を 4 本以上（1 ルート 1 本以上）作成すること。YouTube などのソーシャルメディアで広く視聴されることを想定した多言語（英語、繁体字、簡体字、韓国語、タイ語）対応の Web 素材とし、後出の(3)で触れるプロモーション素材にも適宜加工できるものとする。こと。（例：YouTube の TrueView などの動画広告で使用する）。なお、動画は旅行予約に結びつけるための工夫を施した内容とし、尺の長さについてもデータに基づいたユーザーにとって合理的な長さとする。

(3) Web 広告を中心としたプロモーションの実施

- ・作成したモニターツアー商品を海外に向けてプロモーションすること。

- ① 対象市場は、台湾、香港、中国、韓国、タイの 5 地域とする。その他、事業者から追加の地域があれば、理由を添えて提案できるものとする。
- ② Web プロモーションは、主としてターゲティング機能のあるディスプレイ広告（GDN や DSP 広告など）や SNS を活用する広告とし、広告効果が最大となるようなキーワード設定、ターゲット設定を行うこと。
- ③ 上記②の Web 広告については、アクセス解析など、広告のメニューやサービスで抽出できるデータは提出し、広告効果の精度を上げるため、対象の国・地域単位でのチューニング、メンテナンスについても考慮すること。
- ④ 「プライムロードひがし北・海・道」推進協議会の Web サイト（<http://visit-eastern-hokkaido.jp>）からリンクを貼るための多言語バナー（英語、中国語繁体字、中国語簡体字、韓国語、タイ語）を複数種類用意すること。また、バス等の既存二次交通網の充実と合わせて連携を図ること。

(4) 利用者に向けたアンケート及びサービスの実施

① アンケート調査の実施

- ・モニターツアー商品を利用する外国人旅行者に対して A～D のモデルコースの交通手段（バス）別に分かるように満足度などをアンケート方式で調査すること。項目に関しては、国籍、性別、年齢等の属性と、訪れた各観光スポットや移動手段の評価、満足度、改善点等とすること。また、昨年度までひがし北海道周遊バスの運行時に実施していたアンケート項目も参考とすること。アンケートは集計・分析を行い、今後の旅行商品の需要拡大につながる方策を明示すること。なお、アンケート内容に関しても、事業実施主体である観光機構の了承を事前に得るものとする。

② モニターツアー商品利用者向けパンフレットの作成

- ・主にモデルコース A～D の移動手段（バス）利用者向けにパンフレット（チラシ）を作成し、沿線や近隣の観光地の見所、体験、名産、土産等に関して多言語（英語、中国語繁体字、中国語簡体字、韓国語、タイ語）にて情報提供を行うこと。

(5) 目標と成果指標

- ① 商品造成 65 本以上
- ② モニターツアー商品利用客数 7,280 人以上
- ③ アンケート分析に基づく旅行商品改善事項 20 箇所以上

(6) 収入について

- ・モニターツアー商品の利用者目標数は、(5)の②にも示したとおり 7,280 人以上、商品のうち本事業で設定する移動手段（バス）に係る料金収入 20,448 千円（事業者手数料を除く。）を見込んでいる。提案にあたっては、本指標の達成が見込まれるよう内容を検討すること。なお、収入額は、事業費からすでに引いた額を提示している。このため、目標利用人数や料金収入が目標に達しない場合でも、事業費の補填は

行わない。

- ・本事業で設定する移動手段（バス）の収入は、契約金額と相殺する。このため、手数料を除く料金収入額が、すでに相殺している見込み収入額の 20,448 千円を超えた場合は、超過した金額を還元すること。

(7) 説明会・報告会の実施

各地域と協力したモニターツアー商品とするため、商品販売前に説明会を 1 回、終了後に実績報告・改善の提言等の報告会を 1 回、4 地域（旭川エリア、十勝エリア、釧路エリア、オホーツクエリア）にて開催すること。各地域の参加者は、自治体、観光団体、観光事業者等幅広く募り、出席者名簿を提出すること。

(8) 事業実施報告書の提出

事業終了後、事業の実施内容と成果を報告書として提出すること。

(9) 民間とのタイアップ

民間企業等との協力・支援内容について提案すること。

9. 予算上限額

84,877 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

10. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

(1) これまでの事業実績

会社の業務内容、インバウンド商品販売実績、海外における旅行市場調査実績について、過去3年分を記載すること。なお、観光機構事業の実績については、記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

11. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格は、A4版のみとする。また、冒頭に企画提案書の全体構成を記載すること。

(2) 企画提案を行う者が他の提案者の外注先又は協力先となることは、認めない。

ただし、企画提案者でない者が外注先又は協力先として複数の提案に記載されることは、可とする。

(3) 企画提案においてコンソーシアムを組む外注先及び協力先を記載する際には、当該外注先及び協力先に対して企画提案に記載することについて事前に承諾を得ること。

(4) 媒体の提案などでA案・B案等と複数の案を記載している提案は、審査対象外とする。

(5) 本事業の事業費以外の費用を要するオプション事業の提案などは、行わないこと。

(6) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(7) 提出された企画提案書は返却しない。

12. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 8部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部。）
※電子メール添付等の方法で電子データでもあわせて提出すること。
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構
地域支援事業部 観光開発支援グループ（担当：吉井）
TEL 011-231-2900
E-mail : n_yoshii@visithkd.or.jp
- (3) 提出期限 平成30年8月16日（木） 17:00
- (4) 提出方法 提出場所への持参又は郵送（提出期限必着）すること。FAXでの提出は不可とする。

13. 企画提案に関する審査

- (1) プレゼンテーションを実施した上で審査を行う。
- (2) 同一事業において提案を提出する事業者が4社以上の場合、書面審査を行い、原則、上位3社をプレゼンテーションの対象とする。
- (3) プレゼンテーション日時及び場所は、別途告知する。
- (4) プレゼンテーションに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (5) プレゼンテーション時の追加資料の配布については、認めない。

14. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
提案された内容が、各地域の現状や課題、ニーズに即したものであり、本事業のために効果的なものとなっているか。
- (2) 実現性
事業の組立てに具体性があり、いかに専門性を持つ企業連合となっているか。また、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
各事業実施のノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

15. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託事業者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は、受託事業者に対し、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 本事業は観光庁が平成30年度に実施する「訪日外国人旅行者周遊促進事業」を活用する。このため、受託事業者は、観光機構から別途示す観光庁が作成した要綱に従った業務遂行とすること。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上